

松本市の文化財

第 4 集

県・市指定文化財調査集録

松本市教育委員会

目

次

一 松本市重要文化財	岡宮神社本殿	一
二 松本市重要文化財	岡宮神社神輿	二
三 松本市重要文化財	深志神社神輿	三
四 松本市重要文化財	牛伏寺觀音堂	四
五 松本市重要文化財	牛伏寺仁王門	五
六 松本市重要文化財	廣沢寺本堂	六
七 松本市重要文化財	旧念来寺鐘板	七
八 松本市重要文化財	無量寺本堂	八
九 松本市重要文化財	淨林寺山門	九
十 長野県名勝 松本市重要文化財	中田家の住宅と庭園	一〇
十一 松本市重要文化財	高橋家住宅	一一
十二 長野県宝	放光寺十一面觀世音立像	一二
十三 長野県宝	旧海岸寺十一面千手觀世音立像	一三
十四 松本市天然記念物	下今井の赤松	一四
十五 松本市天然記念物	古池氏の尾敷林	一五
あとがき		三五

松本市重要文化財 岡宮神社本殿

指定項目

岡宮神社本殿

一棟

所在および所在地

松本市旭町一丁目四ノ一六

所有者または管理者

同所 福沢慶孝

二 一

四 由緒・来歴 本社殿は、松本藩主水野出羽守忠職（松本水野家二代）の代、寛文三年（一、六六三）に頭梁須沢七郎兵衛則信に命じ改築奉納されたもので、市内の神社建築の中では規模も大きくすぐれた建物である。のち水野隼人正忠直（松本水野家三代）の天和三年（一、六八四）に水野氏の命で後補したが、その時の大工棟梁は棟崎半右エ門であった。

五 現状 建物は社地の北側中央に南面してあり、その規模は三間社流造り、銅板葺きであるが、建築の当初は柿葺であったと思われる。用材は上質の檜を使い、組物や彫刻のないのが特徴である。総体に直線部分が多く、曲線部分は向拝の棟股と、舟肘木にみられるばかりである。玉垣にめぐらされ、保存状態もよい。

六 価値 松本地方には江戸時代初期の建物は非常に少なく、神社建築としては、本社殿は筑摩神社本殿（室町時代の建造物、重要文化財指定）や若宮八幡社殿につぐものである。また規模においても一間社流造りが通常であるが、筑摩神社と同様三間社流造りで大きい。

江戸時代中期以降の社寺建築には、繁雑な組物や彫物が多くなるが、本社殿にはそれもなく、江戸時代初期建造物の簡潔な力強さが感じられる。

七 保存状態 玉垣にめぐらされ、桜の樹林の中にあって保存状態はよい。

参考 本社は、松本城築城以前からの鎮座とみられる地方の古社で、「延喜式」記載の岡田神社にも関係ありとの説もあるが定かでない。江戸時代以降歴代領主の崇敬厚く、城内・城外を含める北深志の總鎮守として重視され、祭礼に際しては領主はその費用を貢進し、町奉行・足軽を出役させて奉仕した。

祭神は諏訪明神（建御名方命）を主神とし、左右に熊野神社（伊邪那美尊）と正八幡宮（菅原別尊・応神天皇）を配祀している。社域も広く森もあって神社としての景観がよく整っている。

すなわち拜殿は入母屋造、妻入、唐様向拝付で、瓦葺の屋根をもつが、これは天和三年本殿修補の年に修理され、のち大正年間に改築している。境内の鳥居は権現鳥居で二基とも延宝七年の建立である。

寛文三年棟札末尾墨書銘（桧材長サ四尺六寸、巾九寸五分）

（前文略）

寛文第三歳舍癸卯大呂念三吉日良旬

巧 増沢作兵衛則廣

須沢七兵衛則信

匠 宮木太右衛門

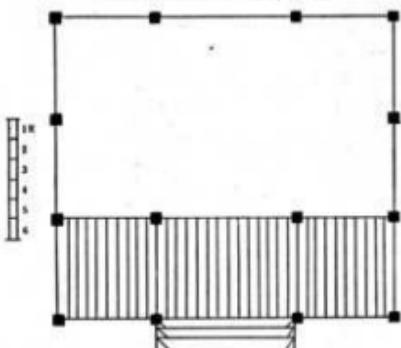
山崎三十郎

本屋根の葺替えは天和三年、文化二年、嘉永六年に行なわれている。



岡宮神社本殿側面

岡ノ宮神社本殿平面見取図



松本市重要文化財 岡宮神社神輿

一 指定項目

岡宮神社神輿

二 所在及び所在地

松本市旭一丁目四ノ一六

三 所有者または管理者

同所 福沢慶孝

四 由緒・来歴 この神輿は、岡宮神社の神具として、松本藩主水野隼人正忠直（水野家三代）が、元禄十三年に寄進したもので、南深志の總鎮守として信仰された深志神社のものと同型であり、その工人も同一人であったと思われる。

五 現状 神輿は祭礼・遷宮等の際、神靈を乗せてその渡御に使われたものであるが、現在は代用の神輿を使用、別棟の収蔵庫の中に保存されている。屋根は銅板雲型打出し、軒は二重檼木、彫刻を下げ、屋根の正面に金色の水野家の家紋花沢渾を据え、各所に鍍金金具を打ち、元禄時代の工芸にふさわしい色彩の豊富な豪華麗なものである。

六 価値 松本地方の神輿の中でも元禄時代以前のものは皆無という程であるが、この神輿は領主の寄進であることとその年代が明かであること、美術・工芸品的価値も高いということで指定保存を要する。

七 保存状態 元禄十三年以來江戸時代を通じて毎年祭礼には使われたものであるが、旧態は損われていない。



岡宮神社 神輿

参考

神輿銘文（鳳凰台座内部の墨書き）

元禄拾参年辰ノ二月廿二日

大工 岛本 曾兵衛 森勝
増沢 佐次兵衛
宣政

松本市重要文化財 深志神社 神輿

一 指定項目 深志神社神輿 二輦

二 所在および所在地 松本市深志三丁目七ノ四三

三 所有者または管理者 同所 林 克三

四 由緒・来歴 この神輿は深志神社の神具として、松本藩主水野隼人正忠直

の寄進によるもので、元禄一年（一、六九八）の棟札が残っている。神輿

は同型のもの二台、一は宮村大明神（建御名方命）、他は深志天満宮（菅原道真）用である。なおこの神輿は七七年を経た安永三年に修理されている。

五 現状 元禄三年献納の岡の宮の神輿と同型、同大のものである。

それ以後連年の祭礼に使われたが、現在は収蔵倉庫に保存されている。宮村大明神のものには梶の葉の神紋、深志天満宮のものには梅鉢の神紋が据えられ、鍍金金具の図案もすぐれている。

六 価値 元禄十三年の岡の宮神輿よりも二年早く出来たもので、その来歴を明かにし、かつ美術・工芸的価値も高い。



深志神社 神輿

参考 深志神社は慶長一九年（一、六一四）に時の領主小笠原兵部太夫秀政が、かつての居館である井川城館の近くに鎮座していた鍋田天満宮をこの地に移し、以後深志天神と称されたが、以前は宮村大明神の鎮座地であった。松本町の繁榮につれて市神ほか多くの摂社・末社が祀られ、歴代領主ほか一般人の信仰が厚かつた。寛永一年からは、女鳥羽以南の總鎮守とされ、岡の宮同様領主はその祭礼に奉仕した。例祭は岡の宮の春祭りに対し、九月九日の秋祭であったが、寛永一年から六月二十五日の夏祭となり、のち現在のように七月二十五日となつた。社域は広く神殿は西面しており、舞殿・絵馬堂等のほか石造文化財が多い。

松本市重要文化財 牛伏寺観音堂

一 指定項目

牛伏寺観音堂

一棟

二 所在および所在地

松本市内田二五七三 牛伏寺内

三 所者者または管理者

同所 大谷有全

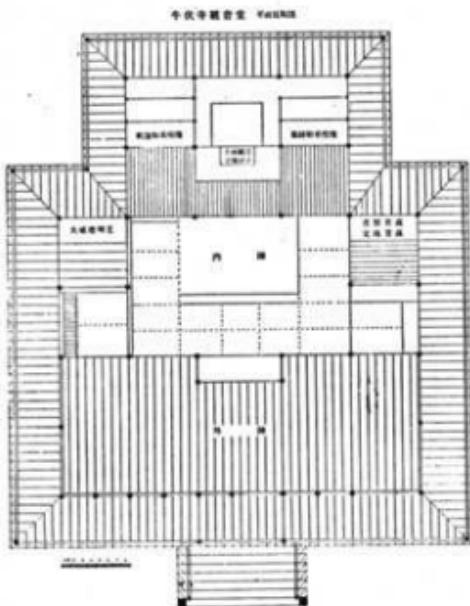
四 由緒・來歴 この観音堂は、もと高野山龍光院末、現在京都知積院末となっている金峯山牛伏寺の本尊十一面觀世音菩薩を安置するために建てられた堂であるが、本尊は国の文化財に指定されている。釈迦如来・普賢菩薩・文殊菩薩・

薬師如来・大威徳明王・十一面觀世音菩薩・不動明王・毘沙門天・鉢伏権現の本尊藏王権現像等を併せ安置し、牛伏寺建造物中最も重要な建造物である。本寺は平安時代以来の古寺で、数回にわたってその寺地を移転し、火災によつて建造物を焼失したがそのつど仏像は保護されて現在となつた。この堂の建造は寺伝によると元和八年となるが、その後補修が加えられている。

五 現状 堂の規模は正面五間半、側面四間の入母屋造りで、四面に縁をめぐらし、正面には唐様の向拝をつけ、屋根は銅板葺きである。内部の平面は外陣と内陣に別けられているが、その後の造作によつて背後に三間半に二間の造出しをし、須弥壇を後に造らせている。本尊は須弥壇の中央の厨子に安置し、その前面に脇侍を配し、本尊の左右には臨時の壇を設けて、左に釈迦如来・右に薬師如来を置き、その左右に大威徳明王・普賢・文殊の両菩薩を置く。堂の東と北の板壁には多くの墨書きがみられるが、その中に文禄元年（一、五九二）記録の「當寺佛諸尊是詣云々」の大字の墨書きや寛永二年（一、六二五年）のものもみられる。これらにより元和八年の再建にあたり古材転用がされたことが知られる。しかし江戸時代後期の手法も、組物、彫物にみられるので、その後さらに数次の補修をうけたのであろう。



牛伏寺觀音堂正面



六 価値 松本地方における寺院建築では江戸時代初期以前のものは非常に少ない。ことに松本市の場合には、多くの寺院が、災害により失われているので、この堂をもって最古とする。また補修をされているとはいえ、規模の大きな観音堂の代表的な一つとして指定の価値がする。

七 保存状態 北方が山で、南面しているが、内部に重要文化財の指定仏像を八体も保存していることから、防火施設も一応整い保存状態はよい。しかし山火事についての防護対策は最も嚴重にすべきである。

参考 牛伏寺は山号を金峯山と称し十一面觀世音菩薩をはじめ、多くの像仏を保存しているが、その主体となるものは藤原時代末期の仏像である。それにより創始の古さを知ることはできるが、開基開山を明かにしない。おそらく埴原牧や北内牧を背景にして栄えた豪族の祈願寺として創建され、地域民衆との密接なつながりによって繁栄してきたものであろう。真言宗としては地方の大寺で末寺一〇か寺を持っている。江戸時代の初期以来諏訪高島藩領の中にはいっていったので（東五千石）、明治初年の松本県戸田氏の廢仏毀釈の難にも会わず、現在に至ったことは幸であった。江戸時代には「善光寺道名所図会」にも紹介され、厄除觀音として広く中南信の人々の信仰を受けていた。

松本市重要文化財 牛伏寺仁王門

- 一 指定項目 牛伏寺仁王門 一棟
- 二 所在および所在地 松本市内田二五七三番地 牛伏寺内
- 三 所有者または管理者 同所 大谷宥全

四 由緒・来歴 寺伝によると楼門は江戸時代の正徳六年（一、七一六）に建立され、安置の二尊は江戸初期の作と伝えられている。牛伏寺本尊といわれる十一面觀世音菩薩の御堂の西側、一段低いところにあり、門は西方に向いて建てられている。故にこの門は牛伏寺觀音の門であつて別當寺としての客殿を含めてのものでないことがわかる。

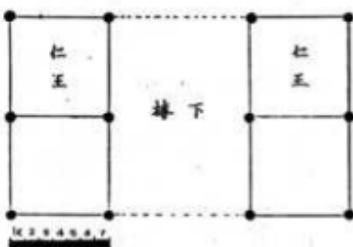
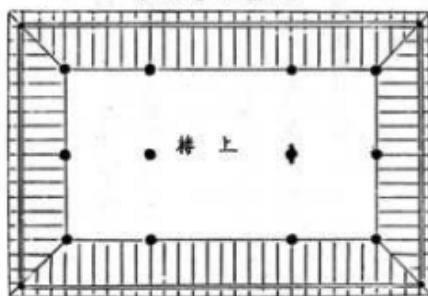
五 現状 仁王門は松本地方には珍しい楼門造りで、その規模も間口四間、奥行二間半と大きく全面に朱彩がほどこされた緑の老杉に映えて美しい。位置は惣門・庫裡・客殿のある平面と、觀音堂・鉢伏権現堂等のある上段の平面との間にあって、門の両翼は左右に開いて瓦葺きの塗壁となり、上段に面した裏側には信濃百番その他の小觀音像を安置してある。石段を上って門に達するようになっており、下から見上げると壮大な感じがする。

六 価値 規模の大きな樓門造りの仁王門として立派であり、その建造年代も古い。



牛伏寺の仁王門

牛伏寺仁王門



松本市重要文化財 広沢寺本堂

一 指定項目

広沢寺本堂 一棟

二 所在および所在地

松本市里山辺五、一一二番地

三 所有者または管理者

同所 小笠原元隆

四 由緯・歴歴

広沢寺は竜雲山を山号とし、建武年間以来信府（松本）にあつて松本平を領した小笠原氏歴代の菩提寺で、禪宗寺院の代表的なものの一つである。現在の建造物の主体となる本堂は、江戸時代の延宝五年（一、六七七）に改築されたものである。

五 現状

この堂は、広沢寺の長い参道を登り詰めた平に西面してあり、北方には高い山を負っている。間口一二間、奥行八間という大規模な寄棟瓦葺で、用材は櫛を主とし良材を使っている。内部の平面は方丈形式で、国の重要文化財に指定されている木曾郡須原の定勝寺方丈の六つ間取に対し、九つ間取りとなりより大きい。本尊を安置する須弥壇は中央から左寄りにあり、須弥壇の右後からは階段によつて開山堂に登ることができる。

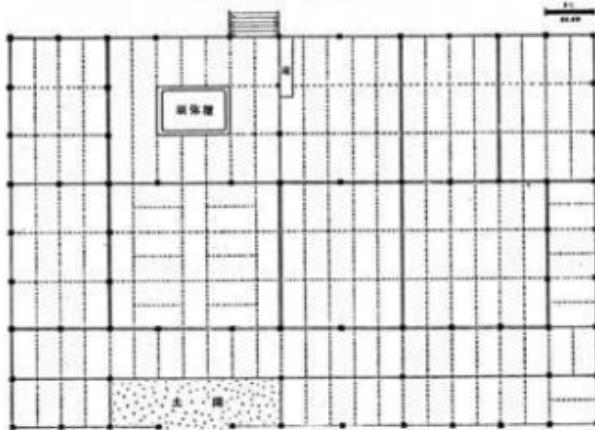
六 価値

松本における歴代領主の寺は、最後の領主である戸田氏の廢仏毀釈の難に会つて廢されほとんど残っていない。しかるに広沢寺のみは、小笠原氏の菩提寺の一つであつたため、そのまま残され、史料的価値も高い。特に本堂はその規模も大きく、建造年代も延宝五年（一、六七七）の建築で、数少い元禄年代のものよりも古い。また禪宗寺院の特徴的建造物があるので、それらを併せて指定の対象とする。



廣沢寺本堂全景

廣沢寺本堂 平面図(見附)



七 保存状態

屋根は江戸時代中期以後、瓦に改められており、内部の保存状態はよい。

参考 広沢寺ははじめ臨済宗で、小笠原家の寺であった。小笠原政康のとき、伊那郡開善寺（小笠原貞宗開基）の堂宇和尚を招き、この地に護法山竜雲寺を開基し、これを開山とした。これは政康の法号竜雲寺殿天閻正透に因んだのである。のち文安三年（一、四四六）二代住職侑松和尚のとき故あって臨済宗の法灯は絶えた。のち小笠原持長のとき雪窓一純が招かれ中興開山となり曹洞宗と替った。その子長棟の代に彼の法号廣沢寺殿天祥正安により現在の山号寺号に改められた。禪宗の七堂伽藍を構成する、幾棟かの建物があるが、建築年代のはっきりしたものには、天明元年（一、七八一）の庫裡、天保一〇年（一、八三九）の開山堂、嘉永二年（一、八四九）の鎮守社、安政年間の禪堂等がある。また開山堂の背後の山中に小笠原家の廟所龕吟台があり、その横には元和元年大坂夏の役に戦死した当時の松本城主小笠原秀政とその世子忠節の墓があり、寺には小笠原氏関係の文化財が多く残っている。

松本市重要文化財 旧念来寺鐘樓

一 指定項目

旧念来寺鐘樓 一棟

二 所在地および所在地

松本市中央四丁目九—一二

三 所有者または管理者

松本市 青山三樹雄

四 由緒・歴史

念来寺は市内における数少ない天台宗寺院で元和五年（一、六二〇）唱岳長音和尚の開基・開山であったが、その後明阿上人が中興して寺號を改めた。「信府統記」

にも、「一層寺域を広め寺を新たにし、鐘樓を新築し、時の鐘をつかしめた」ということが記されている。その後明治五年松本県知事戸田光則の廢仏毀釈令により廃され住職は退俗した。そのとき建築物は取こわされ、多くの仏像・仏具は散逸したが、鐘楼のみが残された。鐘樓は宝永二年（一、七〇五）の建立である。

五 現状 この鐘樓は入母屋造り、袴腰付きの建物で、樓上の

柱間は二間に三間、軒は板底で軒垂木は使わず、軒裏の全面には雲型の彫刻がされている。用材はすべて檜で、内部の格天井の中央、鐘の釣座には方位盤と鐘樓銘がある。屋根は



念来寺鐘樓 北方より

銅板葺きで勾配はゆるく軽快な反りをつけ軒は深い。破風飾りも大瓶束を含め念入りに造られている。彫刻部の豪華には地方色が濃く、かぶら懸魚の出来もよい。鐘楼に釣られた銅鐘は、松本町の鋳物師田中伝左エ門吉繁で、大形な立派な鐘であったが、太平洋戦争の折供出され現在はない。また勾欄には青銅の凝宝珠がつけられていたが、これも全部供出されてしまった。建

物の高さは一二・六

七米袴腰の軒張りは

七・八米、軒下七・六七米、樓床の高さは地上四・四米である。

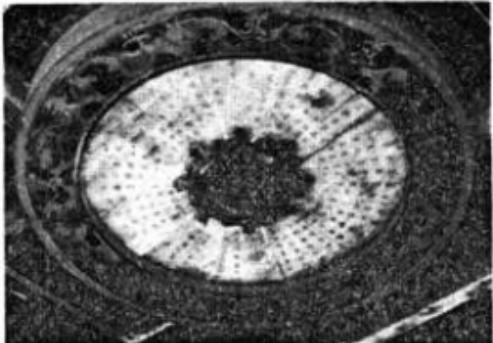
六 価値

松本市には長称寺・極楽寺・正願寺・淨林寺・牛伏寺・筑摩神社(旧安養寺)等多くの鐘楼があるが、それらの中で規模も大きく建築もすぐれ、製作年代も元禄時代直後であること、また念米寺が市民と最も深い関係をもつて明治廃寺まで続いてきた等のことにより、これを指定保存することは当然のことである。

五 方 位 盤 鈎 銚

七 保存状況 樓は妙勝寺支配の墓地の中にあり、荒廃していたが昭和四五年二月に市の文化財保護事業として屋根の補修が行われた。

参考 松本市の寺院の多くが、いずれも領主の祈願寺や菩提寺として維持さ

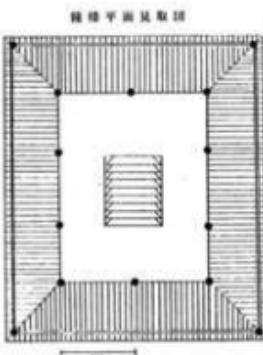


屋根裏の板軒



旧念来寺鐘樓の組物

れてきのに対し、念来寺はもっぱら庶民の信仰によつて維持されてきた。これはこの地に来つて自宗を弘めた天台律宗の唱岳長音和尚や、中興の明阿上人の力である。松本市や郊外の一般庶民の信仰を集めた結果は、多くの仏像を造り時の鐘を鋤て人々の信仰福祉に資したのであるが、それらは廢寺後市内和田の西善寺等に移されて残つている。



松本市重要文化財 無極寺本堂

- | | | |
|-------------|--|----|
| 一 指定物件 | 無極寺本堂 | 一棟 |
| 二 所在および所在地 | 松本市和田町区 | |
| 三 所有者および管理者 | 同所 高坂直臣 | |
| 四 由緒・来歴 | 無極寺は山号を和常山といい淨土宗智恩院末の寺院で、本堂は寛政一二年（一、八〇〇）に改築されている。寺伝、その他の資料によると、棟梁は立川流初代和四郎富棟で、二代富昌・弟子四郎治・藤森広八ら立川一統の弟子達によって完成された。用材は柱・組物・彫物とも檜の良材をえらび・長押・扉等は檜を用いている。 | |
| 五 現状 | 本堂は東面し山門の奥にある。規模は八間に八間の平面に、奥に二尺の伸びをつけ、内陣の一とし、須弥壇を中心とし、左右に略式の開山堂・位牌堂を付している。内陣は中央部西寄りに二間三間をとり、その柱間の上部の欄間に彫をつける。柱には大ぶりな斗拱をつけており、天井は格天井となっているが、外陣の中央の天井には二間×三間の墨絵の龍をかかげ、長押には釘かくしの金具が打ってある。堂の外側には三尺幅の縁をめぐらし、それに勾欄をつけ、青銅の擬宝珠を立てている。正面の向拝は唐様で、龍・獅子・象等の動物の彫刻をつけて飾っている。屋根は入母屋造りで瓦葺きである。 | |
| 六 備値 | 建造の年代は新しい方であるが（元禄以後）、社寺建築では有名な立川和四郎初代父子（初代・二代）の建造であり、規模の大きな堂舎建築に精一杯の彫物をほどこす等、よく立川流初期の手法を表現しているので立川流の特徴を知る資料として貴重である。 | |
| 七 保存状況 | 屋根が瓦葺きがあるので、よく保存されているが、向拝の彫物にはやや風化の微候がある。 | |

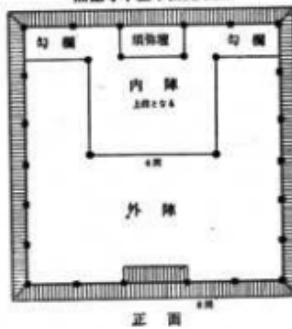


無極寺本堂正面



無極寺本堂の向拝部分

無極寺本堂平面見取図



参考

初代立川和四郎は富棟と称し、諏訪高島藩に桶職として仕えた塙原忠右衛門の子に生まれたが、一三才の時江戸に出、幕府の御用達彌栄立川富房の弟子となり、その天分を認められて富棟と名乗った。二一才で郷里に帰り、小沢屋和四郎の名で社寺建築を請負った。なお木彫の技を学ぶため江戸に出て宮彫の名手中沢五兵衛に師事し明和五年諏訪に帰つて、諏訪地方を中心に各地の社寺を建築して歩いた。二代富昌は、はじめ和蔵富興といい、初代が建築を主としたのに対し、もっぱら宮彫にすぐれており、栗とうずらは特に名高い。

師

初代（六四才没）二代（七四才没）三代（三〇才没）

立川富房—立川和四郎富棟—和四郎富昌

延享元—文化四 天明二—安政三

四代

〔専四郎富種（琢磨）〕

なお松本地方の立川和四郎の建築物の作例は次のようである。

小野	小野神社拝殿	天明二年	初代
坂北	碩水寺本堂	天明三年	初代（天和一〇年焼失）
和田	無極寺本堂	寛政一二年	初代・二代合作
中山	保福寺本堂	寛政一二年	初代
坂北	坂北神明宮拝殿	享和二年	初代
宗賀	平出伊夜彦神社	文化一四年	二代
小野	小野矢彦神社神樂殿	天保一三年	二代
松本	淨林寺鐘樓	弘化三年	二代
坂井	安養寺須弥壇	安政三年	二代
塙尻	永福寺觀音堂	安政四年	三代
里山辺	湯の原の山車		

等がある。

松本市重要文化財 浄林寺 山門

一 指定項目

淨林寺山門

一棟

二 所在および所在地

松本市中央一丁目九一三二番地

三 所有者または管理者

同所 大木心海

四 由緒・来歴

淨林寺は京都智恩院末の浄土宗寺院で、歴代藩主の信仰厚く、その末寺には淨雲寺・慶林寺・常照寺・善立寺等をもつ地方の大寺であったが、明治五年の廢仏毀釈の際一旦廢寺となり、昔の觀音堂を本堂としているが、江戸時代の建造による山門・鐘楼等を残している。山門は元祿年間（年月未詳）の作で、正面に祐天上人筆の山号清水山の額がかかっている。

五 現状

この山門は屋根が入母屋造りで本瓦葺の四脚門で、左右に両袖をもつ、左袖には庇をかけて先店がある。軒は二軒繁垂木で、門の扉は唐戸である。組物・彫物もすぐれ、頭貫や割束も大振りで江戸時代初期の手法がみられ、手法の点からも元祿期再建の所伝は正しいと思われる。門の床は石畳であるが、柱に若干の損傷がみられ、屋根棟の蟻は左側を欠いている。

六 價値

松本市内寺院の山門の中では建造物としてもすぐれており、時代的にみても古い（元祿期）。かつて松本城下で栄えた淨林寺盛時のおもかけを偲ぶ好資料として保存したい。

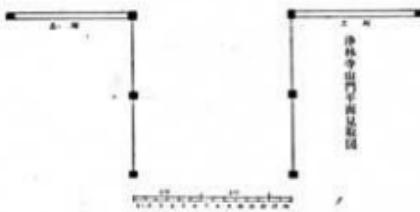
七 保存状況

明治復興後のままであるが、一部の寺域も繁華街にあるため改変されている。山門の屋根・脚・袖の補修が望ましい。

参考 地域内に猪守稻荷の神社があり、その横に鐘楼がある。鐘楼は弘化二年（一、八四五）の建立で諏訪の宮大工二代立川和四郎富昌の作である。また龍の彫物は三代和四郎の弟子松本の住人原田偉三郎の作である。



淨林寺山門正面



中田家の住宅と庭園

一 指定項目

中田家の住宅二棟と庭園

二 所在および所在地

松本市出川一、六五三番地

三 所有者または管理者

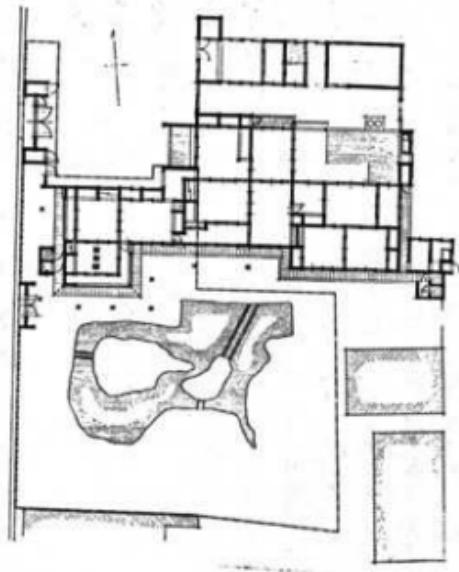
同所 中田三雄

四 由緒・歴史 中田家は中世の終りから現在地に住居し、近世江戸時代には出川組の名主や大名主を勤め、かたわら酒造業を営んでいた。したがって幕政時代は役宅としての構えを整え、庭園を営み一般民家としては、規模においても、構造においてもすぐれたものを持っていた。明治一三年六月明治天皇の北国御巡幸に際し、その御小休み所を命ぜられた。この御座所の一棟は、昭和一〇年一月二日付で文部省から国の史蹟に指定され保護されていたが、同二五年文化財保護法の施行により解除され現在に至った。他の一棟の母屋は、江戸時代中期以後この地方の上級民家として流行した本棟造りの住宅である。明治二三年の新築であるが、本棟造の最も発達した大規模のものとして重要である。またこの住居に伴なつて營造された庭園は、江戸時代前期の貞享年間のものとして旧態を残したまま現在に至った。以上の三件は一括して上級民家の住宅形式を伝えるものである。

五 現状 明治天皇の御座所となつた建物は、普通御殿と呼ぶ書院造りの建物で、棟の低い長板葺きの本棟造りの建物で南側にある庭園に臨んでおり、およそ貞享頃の建物と思える。本棟造りの現在の母屋は、すべて良質の檜材をもつて柱立をし、棟高く瓦葺きで、その平面は間口一〇間、奥行一〇間の方形で、書院造りの御殿の東に並んである。庭園はこの二棟の建物の南にあり、広さ一八五坪、池泉廻遊式の庭園で林泉、配石は要を得て趣がある。かつて江戸時代にも松本藩戸田家の儒者木沢天童はしばしことに遊び、庭園鶴亀石の一文を草して、その興味を述べている。昭和四四

年庭園研究家重森氏により復元工事がほどこされ、一層本格的なものに復した。

六 備値 前記三件は一括して江戸時代から明治時代にかけての城下町街道筋の上級民家の在り方を知る重要な資料である。また、同家に収蔵されている江戸時代初期以来の古文書は、それら資料の裏付けとなるもので併せ重視したい。



中田家の庭園

七 保存状態 同家は代々伝來のこれら資料を大切にし、工事等をする場合も専門家の意見を聞く等、その保存はよく行なわれている。

高橋家の住宅

一 指定項目

高橋家住宅 一棟

二 所在および所在地

松本市開智二丁目九一一〇

三 所有者または管理者

同所 高橋桂三

四 由緒・来歴

松本市は城下町として、松本城を中心に発達したが、武家住宅は二の丸・三の丸に溢れ、城北城南にも建造された。高橋家は旧称徒士町と呼ばれた城下の住宅であるが、明治廢藩後も破却されることなく現在に及んでいる。建造の年代は享保一〇年以前と推定されるが、その後一回も火災に逢わず現在に及んでいる。

五 現状

建物は元の板葺きを改められ瓦葺きとなっており、間取りの一部が変更されただけで柱・天井・床等は旧のままである。壁はあら壁で、外側の壁脛には黒塗りの板が張られ、家の前には簡素な門構があり、これもあら壁のままである。家の平面は四つ間取りであるが、廊下の部分がとおり、入口からは土間となる。用材は細材を使っているが、ほとんど鉄仕上げで、天井・疊もはじめからあり、藩中武士（徒士五〇石内外）の官舎として代々藩が所有していたものである。住宅の床板には釘が打ってなく、有事の際は全部はね上げられる。また一部に重要家具収蔵の地下室も付属している。屋根形は切妻の平入りで平屋である。

六 価値

松本市は城下町として著名で、かつ国宝松本城をもつてゐるが、城内の武家屋敷は、全部取扱われ、改築されて往時を偲ぶ何物も残っていない。僅かに城下にある比較的下級の武士の住宅のみが残っているばかりである。高橋家の住宅は、稀少な存在として旧位置に旧態のまま保存され、関係する多くの古文書を蔵し、当主も藩政時代の高橋氏の子孫である。なお地域内には当時の土蔵をも有する等松本城時代の武士の生活を知る貴重な資料として保存したい。

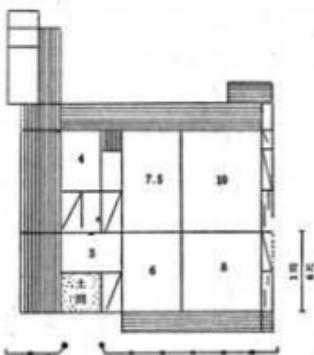


高橋家住宅の一部

参考

松本藩は石川数正が八万石で入封以来、小笠原氏・戸田氏・松平氏・堀田氏・水野氏・戸田氏と七回の交替をしているが、最も長く統治したのは水野氏と戸田氏であった。高橋家は戸田家に仕えこの地に来たのは享保一年であったが、以後ここに住居したのである。現在ほぼ完全な形で残っているのは高橋家のほか、平山家旧宅があるが（開智三丁目）これははじめ二〇〇石、のち一三〇石の上士であり住宅形式は南側に客間、西側に居間・寝室、北東部に土間・台所と分けられ中間に廊下（疊）があつて客間と住宅部を連ね、近代住宅に近い性格をもつてている。

高橋家住宅現状平面見取図



放光寺十一面觀世音立像

一 指定項目

放光寺十一面觀世音立像

一軸

二 所在および所在地

松本市放光寺

三 所有または管理者

同所 越場道仙

四 由緒・歴史

放光寺はもと庄内組放光寺村にある真言宗の古刹で京都智積院の末寺であったが、その創始は平安朝の

初期と伝えられている。北に放光寺の山を負い南面しているが、その大門は城山丘陵を一直線に下り宮淵方面にまで延びている。昔は多くの僧坊を有したといわれるが、現在は堂舎の遺跡のみを残し、わずかに本堂と一、二の建物があるばかりである。江戸時代のはじめ石川氏の松本城改築に際し、不協力の理由で寺運衰えたとされていたが、明治の廃仏に際しては客殿の本尊であった大日如来外七体の仏像、および観音堂に安置してあった十一面觀世音菩薩、泉小太郎像等合せて一一体を、廃仏命を拒んで存続した松本城下町の横田の正行寺に預け、仏像棄却の難をまぬかれた。明治十九年松本町川北の大寺の際正行寺も灰塵に帰した。その時観音堂本尊の十一面觀世音一体は運び出されたが、他の仏像は焼失してしまった。その後大正一三年になって山梨県中巨摩郡吉沢村の東光院が、縁あって放光寺の旧地に復興した際、正行寺に預けられた十一面觀世音を本尊として迎え、放光寺の寺名をも復した。

五 現状 仏像は現在の放光寺の観音堂に安置され、保存されており、厄除觀音としての信仰を維持している。

六 価値 仏像はその様式からして平安時代後期のものとされ、若干の後補修理がなされているが、松本地方としては入山辺旧海岸寺の本尊千手観音とともに最も古に属する木造仏であり、その歴史的背景を知る上にも重要な仏体である。こ

の仏像に近いものとしては、本県小県郡浦里村大法寺の十一面観音がある。

七 保存状態 保存状態は大体よいが、防火施設をする必要がある。



放光寺十一面観音

法量 一像高 一六四・〇センチメートル

一頂上と額間 三三・三センチメートル

一髮際と額間 一五・五センチメートル

一耳張 一九・二センチメートル

一面巾

一七・四センチメートル

一面奥

二二・五センチメートル

一面脇

四六・〇センチメートル

一面裾

三七・二センチメートル

一木造り、材質は桂、左手手首、右手手先まで本体と供木、左手首約一寸、手先から両足先は後補。頭上面は後補のもの一面を残し、他は欠損。顔の彩色は後補、木心は左肩にあり、時代は海岸寺と同時か、若干下る。

参考 放光寺は、古刹で、寺名も地名となつてゐる程であるが、中世の資料の中にもこの地名は出てくる。往古にこの地方を領した大甘氏の氏寺とも考えられるが、開基開山を明かにし得ない。江戸時代となつて寺運衰えてからも、由緒深い寺として信濃百番の観音の札所に撰ばれたり、松本三十三番の観音の札所に撰ばれている。

信濃百番の札所の詠歌には、

筑摩郡蟻ヶ崎村第二番放光寺

はるばると登りむかへば有がたや

大慈大悲の光かがやく

また松本三十二番の札所の詠歌には

第二十五番 蟻ヶ崎放光寺

西へ行く月の御顔は御仏の

まゆより放つ光とぞみる

などがあり、その庶民との信仰の広さが偲ばれる。

長野県宝 旧海岸寺十一面千手觀世音立像

一 指定項目
二 所在地
三 所有者または管理者

旧海岸寺十一面千手觀音立像 一軒
松本市入山辺桐原 西桐原・東桐原区

由緒・歴史 海岸寺は、江戸時代すでに寺運衰え、兎川寺末の一僧堂となっていたが、古代創始の頃は二十四坊をもつ真言宗の大寺で、現在の堂地を中心には繁栄したものと伝えられている。しかし創始の時期開基開山を明らかにすることは出来ない。山号を桐原山とも称したことから、桐原を中心には栄えた古族の創始であろう。江戸時代となって天和三年、この仏像の修理がなされたがそれは松本藩主水野隼人正忠直の時で、忠直は自ら大壇那となり、代官清水仁左エ門以下を命じて修理させている。これは仏像の台座の墨書銘によるものであるが、その前文には次のように記されている。

奉再興弥勒山海岸寺本尊千手觀音像、抑比尊者、当初行基菩薩之御作、聖武天皇御宇天平年中ノ御彫刻、

星総歴年、尊容悉々破損給フ、故ニ郷中諸壇那主ニ訴金開張之旨寺霊以諸壇助成致シ再建スル者也

干時天和三年癸亥拾弐月吉日

御堂庵主恵日山兎川靈瑞法師眼明勤濟ス（以下中略）

京都仏光明前町大仏師法橋淨仁ノ一子

清 春

以上により、この仏像についての所伝が古かったこと、また修理が領主を大壇那として行なわれたこと。修理の法師が京都の有名な大仏師の子であること等がわかった。

五 現状 元海岸寺は、明治廢仏の際本寺兎川寺と共に廢されたが、仏像のみは、旧寺地に堂を作つて安置し、東桐原・西桐原両部落の人達によつて保存されている。仏体には若干の破損があるが、地元有志により、昭和 年仏体の修理と收藏庫の建立がなされている。

六 価値 この仏像は平安時代後期の仏像として古来から信仰されてきたが、制作の手法によく時代の姿を残し、放光寺の仏像とともに松本地方としては最古に属するもので、美術的にも史料的にもその価値は高い。

七 保存状態 現在の保存状態はよくないので、早急に収蔵庫を必要とする。



海 岸 寺 音 像 案

法量 一像 高 一五七・〇センチメートル

頂上頭間

三一・〇センチメートル

髪際頬間

一八・六センチメートル

耳張

一三・八センチメートル

一七・五センチメートル

一面 奥

二一・五センチメートル

一面 肱 張

四六・二センチメートル

一面 捩 張

三九・三センチメートル

一木造り、材質は全面塗装のため不明（桂）だが頭・体部・合掌手の上脣を含めて一材、内ぐりなし、像底に一本のほぞで立つ合掌手は肱と手首ではぎ、宝鉢手は合掌手の肱の下にはぎつけ、手先ではぐ、合掌手・宝鉢手とも左右の手先を彫りとする。脇手は合一、上脣の裏側のほぞ差込みはぎつけ。各手首、面をはぎつけたものもある。両足先はぎつけ、頭上面五面、仏面一、菩薩面各一、忿怒面二、下上面一、及び脇手は前列に中列に七、後六全部揃う。うち合掌手の手前と宝鉢手のすべては後補、脇手中手前は大体後補、両足先後補、天衣後補、天衣台近世。時代は衣紋の變等に一〇世紀の様式を残しているが、一一世紀の前作とみるが至当であろう。

松本市天然記念物 下今井の赤松

一 指定項目

下今井の赤松

二 所在および所在地

松本市今井下今井

三 所有者または管理者

下今井区

四 由緒・来歴

下今井の赤松は、もと下今井村の鎮守諏訪神社社地の南端にあつた二本のうちの一本で、明治七年はじめ下今井部落により今井学校が開かれた時その敷地となつた。今井学校が廃校となり、上今井

の広明学校と合併、中沢部落に移つてからは下今井の区有となり、大正一二年には諏訪神社の所有、昭和二四年には農林省の所有、同二五年

には生えている土地は倉橋氏の所有となつた。しかし由緒ある木のみは区の所有として扱われている。この樹の樹令はおよそ二〇〇年とみられ、松本地方の平地の赤松としては、珍しい大樹である。

五 現状 この木の根元二坪余の地は区画されて残してあるが、道路が三方にあり根は道路面まで延びている。樹高約三

〇米、大きく枝を張つてゐるが、梢の一部は枯れていて、枝向きが一方になびいてゐるのは、この地方を吹く卓越風の影響で、松に卓越風が影響してゐるのは珍しい。

六 価値 松本平の平地にある赤松としては樹齢も高く珍しい。なおこの赤松にはこの地方の歴史がからまり、あるいは社有となり校地となり国有となり、公有となる等、注意すべき事実がある。また枝振りがよく人々から大切にされてきた。

七 保存状態 土地は個人の所有となつたが、この樹木のみは根元二坪の土地とともに区有となつて保護されていることはよいが、枯枝の手入れ、害虫の駆除には注意しなければならない。



下今井の赤松

松本市名天然記念物 古池氏の屋敷林

一 指定事項

古池氏の屋敷林

二 所在および所在地

松本市今井古池五九五三番地

三 所有者または管理者

同所 古池栄一・古池喜与志・古池正義

四 由緒・歴史

古池部落はもと入会の草原・林野地帯であったが、江戸時代の後期天保年間から開発され、安政五年人々の定住も増して村として成立した。古池氏の現在の屋敷林は、古池氏の先祖が住宅保護のためと、産業開発のため試植した落葉松を主体としている。落葉松の苗は佐久の川上から取寄せたもので、樹齢はほぼ同様、戦時中伐採されたものの年輪によれば、一〇〇年を経過しているものが多い。現在はなお數十本残り、松・楓・赤松等とともに林をなしている。

五 現状

屋敷に向う東西の入口の道は長さ四〇米、幅五米余であるが、この間相対して檜一本、落葉松一五本、杉八本、楓一本、赤松一本等計二七本とサイカチその他の雑木がある。また屋敷の西南部には落葉松七本、杉六本計一三本があり、その間に樹冠の低いシナの木、アスナロ山ザクラ等が混生している。西北部（住宅の裏）には伸びのよい落葉松・檜等七二本があり、いずれも三五米から四〇米に達している。大きな樹木の総計は落葉松を主とし一〇二本となるが、屋敷地全体には分家の古池家のものを含めサイカチ・カエデ・ロソウ・ミズブサ・カシワ・タケダガキ・タキソジ・ユウム・ネム・ヒマラヤシーダー等があり、それら林樹の下には自然の叢ができる植物の群落をなしているが、その中ではドクダミ・アヤメ・アマドロロ・フツキソウ・クラマゴケ・スズラン・テンナンショウ等がよく繁茂している。またこれら樹林や林叢に関係して四季おとずれる小鳥の群も多い。

六 価値

落葉松は、もと中部山岳地帯の特産であったが、近世江戸時代にはすでに平地からは姿を消し、現在では北アルプス等標高の高いところに自生するのみとなつた。しかしこれを栽培して用材にしようという動きがあり、江戸時代の末期には盛んに苗木の生産がされた。こうしたこと背景にして古池家の落葉松は植えられたものである。この樹林は同樹齡であり、本数も多く落葉松を主体とした墨敷林の実例として学術的価値が深い。

七 保存状態

太平洋戦争に際し、約八〇本の落葉松が伐採されたが、その後墨敷林としても学術・風致林としても大切であることを認め、

所有者は熱意

もってこれを保

護しようとして

いるので、保存

状態は非常によ

い。



古池氏屋敷林入口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

口

古

池

氏

屋

敷

林

入

あとがき

本編は昭和四十二年より刊行された、松本市所在の国・県・市の指定文化財の調査集録の中の一編で、市指定の重要文化財を中心に貴重な文化遺産を集録したものです。その後一部に指定区分の変更があったので、このたび修正の上再版するものです。

当教育委員会は、この集録を文化財の基礎調書として作成しましたが、さらには、郷土の歴史の理解、及び文化財愛護の意識の高揚、また一般教養に資することが出来れば幸いと思います。

尚、本集録には、県指定文化財三件、市指定文化財十三件が集録されております。

昭和五十七年三月一日

松本市教育長 中島俊彦